石川福祉会　公告第１号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び平田村財務規則（昭和58年平田村規則第6号。以下「財務規則」という。）第110条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

令和６年６月５日

社会福祉法人石川福祉会

理事長　酒井茂幸

記

１．入札に付する事項

（１）事業名　　特別養護老人ホームよもぎ荘増床事業

（２）工事番号　　６石福工第１号

（３）工事名　　特別養護老人ホームよもぎ荘増築及び改修工事

（４）工事場所　　石川郡平田村大字永田字広町地内

（５）工事種別　　建築工事

（６）工事概要　　増築部　　鉄筋コンクリート造平屋建　建築面積 ５２４．２０㎡

延床面積 ５３２．１７㎡

建築工事　　　１式

電気設備工事 １式

機械設備工事　１式

　　　　　　　　　 改修部 　渡り廊下改修、屋上防水改修、屋上エアコン室外機撤去、調理室内部改修、家族室内部改修、第二浴室内部改修

（７）予定工期 　　契約日の翌日から令和７年３月３１日まで

（８）最低制限価格 この工事は、最低制限価格を設けない。

（９）入札参加方式 単体企業とする。

２．入札参加資格要件

入札に参加できる者は、次の要件を全て満たす者であること。

（１）単体企業の要件

①　施行令第167条の4の規定に該当しない者

②　当該工事に対応する工事種別（建築工事）について、令和５・６年度平田村工事等　請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登載されている者

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

④　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可後の営業年数が３年以上であること。

⑤　平田村工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成3年要綱第5号）及び福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱による入札参加資格制限を受けていない者。

⑥　一級建築士又は一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者を、監理技術者又は主任技術者として工事現場に専任配置できること。

（２）入札参加資格要件

①　有資格業者名簿の建築工事に登載され、以下の「地域要件」及び「総合評定値」の要件に該当する者であること。

（ア）地域要件

有資格業者名簿に登録されている者で福島県内に本店又は支店・営業所を有する者。この場合の支店・営業所は、有資格業者名簿に記載されている委任先が県内であること

（イ）総合評定値

建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けており、この公告日において最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式に係る総合評定値が９００点以上であること。

②　事業者として次の施工実績を有すること。

平成２６年４月１日以降に元請負人として、請負金額が３億円以上の新築、増築、改築の建築工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率３０パーセント以上の場合に限る。

３．設計図書等の閲覧

閲覧の期間　令和６年６月　５日（水）から

令和６年６月１８日（火）まで

　　　　　　　　　（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前８時３０分から午後５時まで）

閲覧の場所　社会福祉法人石川福祉会本部事務局

　　　　　　　石川町字高田234-1　石川町合同庁舎内

設計図書等の閲覧及び貸出

　　　　　設計図書等の閲覧申請は、設計図書閲覧等申請書（様式第１号）による。

なお、設計図書等は、入札参加資格申請により、ＣＤ媒体で令和６年７月３日（水）まで貸出するものとする。

　※　平田村条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）を準用する。

４．入札参加資格の確認手続等

（１）　本入札に参加を希望する者は、実施要領に基づき、次に掲げる書類を石川福祉会本部事務局に持参提出すること。

　　①　条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第２号）

②　宣誓書（別紙様式第３号）

③　建設業許可通知書の写し

④　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

⑤　配置予定の技術者等の資格を証明する資料

⑥　配置予定の技術者が正社員として雇用関係にあることがわかる健康保険証等の写し

⑦　国税（消費税を含む）・都道府県民税・市町村税すべての税について滞納がない旨の証明書（写し可）

⑧　長3号封筒１通　切手貼付（確認通知書等送付用のため宛名明記）

⑨　施工実績を証明する資料（工事名、発注者名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要等が確認できる工事請負契約書の写し（当初契約のみで可）

※公告の日から入札参加資格確認申請受付締切の日までの間に石川福祉会のホームページに入札参加資格確認申請書等を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

（ホームページのＵＲＬ <http://ishikawafukushikai.jp/>）

（２）提出期間

令和６年６月　５日（水）から令和６年６月１８日（火）必着

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前８時３０分から午後５時まで）

（３）提出場所　　社会福祉法人石川福祉会本部事務局

（４）提出方法

持参提出（郵送等によるものは受け付けない。）

（５）入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、令和６年６月２７日（木）までに入札資格確認通知書を発送する。

（６）その他

① 申請書提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出期限以降は、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

５．入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１） 入札参加資格がないと認められた者は、理事長に対してその理由について、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（２） 提出期限 令和６年６月２８日（金）必着

（３） 提出場所 社会福祉法人石川福祉会本部事務局

（４） 提出方法

① 持参によるものとし、その他の方法によるものは受け付けない。

② 理事長は、説明を求められたときは、令和６年７月２日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

６．設計図書等に対する質問

（１）　設計図書等に対する質問は、実施要領に基づき、設計図書に関する質問書（様式第４号）により、電子メールで行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、事前に受信確認のための電話連絡を行うこと。

①　質問受付期間　令和６年６月５日（水）から６月１８日（火）午後５時まで

②　質問送付先　社会福祉法人石川福祉会本部事務局

E-mail　　ishikawafukushikai@dance.ocn.ne.jp

（２）　質問に対する回答は、令和６年６月２５日（火）までに電子メールで返信する。

７．入札執行日時等

（１） 入札日時　　令和６年７月３日（水）午前１０時

（２） 入札場所　　福島県石川町合同庁舎２階会議室

（３） 入札価格

入札書等に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札書等に記載する金額は、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額とする。

（４）　提出書類

入札書、積算内訳書（法定福利費を明示）

※積算内訳書は、任意様式により提出すること。

※入札書と積算内訳書の記載金額は一致させること。入札書と積算内訳書の記載金額の差が、千円未満である場合を除く。

８．入札の執行

　（１）郵便による入札は認めないものとする。

　（２）入札者は、入札参加資格確認通知書を提示しなければならない。

　（３）入所者が代理人であるときは、その代理権を有することを証するに足りる委任状を提示しなければならない。

　（４）入札回数は、２回までとする。

　（５）これ以外については、施行令、財務規則の規定によるものとする。

９．入札の中止

（１）入札に参加する者の数が２に満たない場合は、入札を中止する。

（２）その他やむを得ない事由によるとき。

10．入札の無効

　　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11．落札者の決定

（１）入札書比較価格（税抜予定価格）以下で最低入札金額を提示した者を落札者とする。

（２）最低同価入札の場合は、くじにより落札者を決定する。

12．保証金及び支払条件

（１）入札保証金

　　　免除とする。

（２）契約保証金

財務規則第９５条の規定による。ただし、財務規則第９７条に該当する場合はこれを減免する。

（３）前金払、中間前金払及び部分払

財務規則及び平田村工事請負契約約款の定めによる。

13．契約事項

（１） 契約の締結　財務規則及び平田村工事請負契約約款に基づき契約締結する。

（２） 契約は、社会福祉法人石川福祉会理事会において可決された場合に本契約として成立するものとする。

否決された場合には、契約締結が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害が生じた場合においても、石川福祉会は一切その賠償の責に任じない。

　（３） 開札日から本契約の契約締結日までの間において、落札者が指名停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員等に該当すると認められる場合は、落札者については仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することがある。

14．その他

（１） 不正な行為があると認めたとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。

（２） 入札参加者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

（３） 施工に際し下請発注する場合は、平田村内業者を優先して活用するよう努めること。また、下請発注する場合は、適正な価格で請負わせ、下請け代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関連法令を遵守すること。

（４） 施工に必要な建設資材、建設機械等の購入又は借入れする場合は、可能な限り県内業者を優先して活用するよう努めること。

15．問い合わせ先

　　○入札について

　　　　石川郡石川町字高田234-1

　　　　社会福祉法人石川福祉会本部事務局

　　　　電話番号　０２４７－２６－１１２３

　　　　ＦＡＸ　　０２４７－５６－３１４４

　　　　E-mail　　ishikawafukushikai@dance.ocn.ne.jp

　　○工事等について

　　　　石川郡平田村大字永田字広町３１

特別養護老人ホームよもぎ荘

電話番号　０２４７－２５－１４１１

ＦＡＸ　　０２４７－２５－１４１５

E-mail　　yomogi140701@world.ocn.ne.jp